

令和 7 年琴平町公告第 45 号

次のとおり制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、琴平町契約規則（平成 24 年琴平町規則第 1 号、以下「規則」という。）第 7 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 4 日

琴平町長 片 岡 英 樹



個別項目

1	工事名	いこいの郷公園遊具更新工事（第 2 期）
2	工事場所	香川県仲多度郡琴平町五條 1 0 2 2 - 1
3	工事概要	いこいの郷公園（ヴィスポことひら）の遊具更新工事
4	工期	契約日 ～ 令和 7 年 12 月 26 日（金）
5	契約の締結について	落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が本件の入札参加資格の要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
6	入札参加資格	次に掲げる要件を全て満たすもの。
	①共通事項	（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 （なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。） （２）琴平町建設工事指名停止措置要綱（平成 10 年琴平町要綱第 10 号）による指名停止期間中の者でないこと。 （３）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）「以下、建設業法」第 5 条の規定による建設業の許可を受けている者であること。 （４）破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。 ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下「経営事項審査」という。）を受け、その結果の通知を受けたもの イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を

		受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、その結果の通知を受けたもの (5) 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)でない者。法人にあっては、役員等(法人の役員又は、その支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団員でない者。 (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
	③格付等	令和7年度琴平町指名競争入札参加資格者名簿に「造園」の登録があること。
	④地域要件	香川県内に建設業法第3条第1項に規定する本店、支店又は営業所が所在すること。
	⑤施工実績要件	過去に遊具の設置工事を元請として施工した実績があること。
7	入札参加申請	
	①申請書類	(1)入札参加資格確認申請書兼誓約書 (2)配置技術者の恒常的雇用関係を証する書面の写し(全員) (提出期限日以前に3箇月以上の雇用関係があることを証する書類(雇用保険の資格取得等確認通知書又は被保険者証の写し、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写し等)) (3)施工実績 (※記載内容が確認できる書類(契約書、当該部分が記載されている仕様書等の写し並びに当該工事の完成が確認できる書類の写し)を添付すること。ただし、(財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システムに登録されている場合は、登録内容確認書(工事实績)又は竣工時工事カルテ受領書(記載内容のわかる部分)の写しを提出することでこれに代えることができる。)
	① 受付期間	令和7年9月4日(木)～令和7年9月18日(木)まで (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	③受付時間	午前9時から午後5時まで
	④受付場所	琴平町教育委員会生涯教育課 社会教育係
	⑤提出方法	持参又は郵送による(郵送の場合でも提出期日の午後5時必着とし、午後5時を過ぎたものは理由の如何を問わず受け付けないこととする。)
	⑥その他	(1)申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。 (2)提出された申請書等は返却しない。

		(3)期限までに申請書等を提出しない者及び申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加することができない。 (4)申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。
8	入札参加資格の決定	町が入札を認めた事業者に対して、令和7年9月19日（金）に電話、電子メール等確実な方法により通知する。
9	入札参加が認められなかった者に対する理由の説明	入札参加資格が認められなかった者は、その理由について町長に対して、説明を求めることができる。
	①方法	書面で持参による提出
	② 期限	令和7年9月22日（月）午後1時まで
	③ 受付場所	琴平町教育委員会生涯教育課 社会教育係
	④ 回答	令和7年9月22日（月）に電話、電子メール等確実な方法により通知する。
10	設計図書等の閲覧及び貸出	
	① 期間	令和7年9月4日（木）から令和7年9月18日（木）まで （土曜日・日曜日・祝日を除く）
	②受付時間	午前9時から午後5時まで
	③場所	琴平町教育委員会生涯教育課 社会教育係
	④内容	窓口による閲覧又はCDによる貸出 ※貸出の場合は入札日までに返却をお願いします
11	質疑	
	①方法	電子メールにより提出し、後日原本に社印を押印したものを提出すること。
	② 期限	令和7年9月4日（木）から令和7年9月12日（金）まで
	③ 提出先	琴平町教育委員会生涯教育課 社会教育係
	④ 回答	令和7年9月17日（水）午後5時までに、入札参加申請のあった者全てに対し電子メールで行う。
12	現場説明会	実施しない
13	入札及び開札	
	① 日時	令和7年9月24日（水）9時30分
	②場所	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 891 番地 7 琴平町教育委員会 資料室
	③入札方法	(1)入札は持参によることとし、郵便又は伝送による入札は認めない。 (2)代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状を持参すること。 (3)開札の結果、落札者が決定されない場合は、その場において直ちに再度の入札を行う。

		(4) 初度の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することはできない。 (5) 再度入札は3回まで行えるものとするので、入札を行う者は、再度入札に備えあらかじめ所要事項の記載及び押印済の入札書を用意の上、入札に参加すること。 (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相応する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等による課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。
14	入札の無効	(1) 入札条件に違反した場合 (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 (3) 所要事項及び押印がない入札書による入札 (4) 入札金額の記載しない入札 (5) 入札者又はその代理人が同一工事について2以上の入札をした場合 (6) 入札に際して不正の行為があった場合 (7) 誤字、脱字等があり必要事項を確認し難い場合
15	契約書作成の要否	要
16	最低制限価格	無
17	落札者の決定	落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじにより落札者を決定する。 ただし当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときや、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
18	工事費内訳書の提出	(1) 入札時において、入札書の提出前に工事費内訳書を提出する。 (2) 入札書の内容と工事費内訳書の内容が一致しない場合は、当該入札は失格とする。 (3) 工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は失格とする。 （工事費内訳書の記載内容不備の例） ・表紙が添付されていない場合 ・全く別の工事名が記載されている場合 ・転記ミス、記載漏れ又は違算等により積算内容が確認できない場合

		・提出を求めているにもかかわらず一式当り内訳書、工事費明細書、単価型ブロック表等が添付されていない場合 等 (4) 入札執行回数が2回以上あった場合は、翌日に提出すること。 (5) 工事費内訳書は、表紙を作成のうえ、項目は設計図書として交付した設計内訳書及び一式当り内訳書と同様のものとし、記載内容は少なくとも数量、単価、金額等を明らかにし、ページ数を記載すること。
19	入札保証金	免除
20	契約保証金	請負代金額の100分の10以上の納付を要する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
21	支払条件	①前金払は、前金払の保障契約締結に基づき希望により、請負代金200万円以上の工事につき、請負代金額の10分の4以内の額を支払う。 ②中間前金払は、中間前払金の保証契約締結に基づき希望により、琴平町契約規則第46条第1項に該当する工事のうち、請負代金額が500万円以上の工事で琴平町契約規則第46条第3項各号に掲げる要件に該当するものについて、当該年度の出来形予定額の10分の2以内の額を支払う。ただし、部分払を選択した場合は支払わない。中間前金払を選択した場合でも、基準を満たさない年度については、部分払のみ行う。 ③部分払は、請負代金額100万円以上の工事について、完成前に、出来形部分並びに工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相応額の10分の9以内の額について、琴平町契約規則第47条に規定する回数の範囲内で、希望により支払う。ただし、中間前金払を選択した場合は支払わない。 <u>※②及び③については契約時にどちらかを選択すること。</u>
22	琴平町内業者への下請優先発注について	琴平町内の建設事業者の育成を図るため、下請施工を必要とするものにあつては、琴平町内業者への優先発注に努め、建設業の許可の適用除外となる軽微な工事を除き、許可を受けた建設業者を選定してください。また、施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入またはリースについても、できる限り琴平町内業者を利用するよう配慮してください。
23	必要書類提出先及び問い合わせ	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 891 番地 7 琴平町役教育委員会生涯教育課 社会教育係 電話 0877-75-6716 FAX 0877-75-4120 E-mail kyouikuiinkai@town.kotohira.lg.jp